

# 西東京・住基ネットいらない! ニュース

2006年8月20日発行 vol.16 <http://www1.jca.apc.org/juki85/jukisoshoNishiTokyo/>

発行：住基ネット訴訟・西東京の会（連絡先／小崎 tel&fax 042-464-5481, 柳田 tel&fax 042-461-3246）

jukisosyo@yahoo.co.jp 会費、カンパ振込先：住基ネット訴訟・西東京の会 / 郵便振替 00170-9-777564

## 清水勉弁護士が斬る！ 地裁判決ココが変 住民票コードは単なる番号!? 最大のネックは「東京地裁行政部」

西東京市民3名が、同市市長を相手に住民票コード付番の取消を求めた裁判で、東京地裁は7月14日、原告の請求を却下する判決を言い渡しました(判決要旨はニュース15号に掲載)。原告はすでに高裁への控訴の手続きを済ませています。原告代理人を務めた清水勉弁護士に、判決の問題点をまとめてもらいました。

**一言でいうと「こんな問題で裁判所に来るな！」**

「本件訴えをいずれも却下する」

去る7月14日、東京地裁民事第38部(裁判長：杉原則彦、裁判官：市原義孝、島村典男)は、請求却下の判決を言い渡しました。

原告敗訴判決には、「却下」と「請求棄却」があります。「請求棄却」が本題に入った上で原告の請求を認めないというもの、今回の裁判に当てはめると、住民票コードを住民票に勝手に記載したことは行政処分当たるけれど違法ではない、というものであるのに対して、「却下」は本題に入らないうちにそもそも原告の訴えを認めないというもの、住民票コードを住民票に勝手に記載したことは行政処分当たらないから、その違法性を争うことはできない、というものです。

一言で言えば、「こんな問題で裁判所に来るな！」という判決です。

**勝ってもいいはず**

原告敗訴判決は原告も弁護団も予想していた結果でした。

しかし、それは決して、「法理論上、負けて当然だ

った！」ということではありません。住基ネットのことをいまいち理解していないところはありながらも、原告側を勝たせてくれた金沢地裁判決みたいなものもあるように、弁護団としては理論的には原告の請求が認められてよいはずだと考えています。



清水勉弁護士(原告代理人)

**無責任行政を後押しする裁判所**

東京地裁行政部だという点が最大のネックでした。法廷に裁判を傍聴に来ていた人たちにはよく説明していたように、東京地裁行政部は国家政策に反対するような裁判では原告に勝たせてくれないのです。東京地裁行政部には国策に関連する行政事件訴訟の多くが係属しますから、最高裁が安全な裁判官だけを配置しようとするのは当然です。

確かにときどき原告が勝つ判決があり、マスコミが大きく報道することもあります。その陰には原告敗訴判決という屍が累々なのです。

裁判所は日常的に無責任行政の後押しをしています。日本の社会に「法による行政」が浸透しないのは、皮肉なことに、裁判所の尽力の結果という側面があります。

**判決理由はたったの9行**

それにしても、です。

それにしても、今回の敗訴判決はあんまりです。判決文を受け取ってびっくり。全文(2頁に続く)

でたったの39頁。受け取ったときは、判決全文ではなく、要旨かと思ったくらいです。裁判所が原告敗訴の理由を書いた、「争点に対する判断」の部分は、39頁中のたったの8頁。さらに驚くのは、この裁判の最大の争点である、住民票コードを住民票に勝手に記載したことが行政処分当たるかどうかという点についての説明が、なんと、9行（多くても12行）しかないのです。

行政処分当たるはずだと、様々な角度から詳細に主張してきた原告に対して、裁判所は、たったの9行で「行政処分じゃない」という結論。新しい問題を深く考えようという姿勢は0。やる気の無さははっきり示しています。

### 単なる符号なら法律で定める必要なし

「住民票コードは、無作為に作成された10けたの数字及び1けたの検査数字から成る11けたの符号にすぎず、それ自体に特段の意義が存するものではない」。却下判決は判で押したようにこのような書き方になっています。

単なる整理番号なら、わざわざ法律で定める必要はありません。総務省が行政通知で全国の市町村に「これからは住民の識別に11桁の番号を使うことにしましょう」と言い、その段取りを総務省がすれば、住民基本台帳法に規定されていることは大抵できてしまうのではないのでしょうか。どうして法律で整備することにしたのかという根本的な問題の存在さえわかっていない、というか、わかれとしないのです。

こういう考え方からすると、指紋だって顔認証システムだって個人識別にしか使わないのですから、この裁判官たちにしてみれば、どれもOKということになります。本当にそれでいいのでしょうか。1

1桁の番号はどんな行政事務でも個人識別の方法として使える、法律をちょっと改正すれば民間の事業でも使える、ということが、人が自由に生きる上でどういう妨げになるかということが、裁判官たちにはちっともわかっていません。

### 皮肉屋の屁理屈？論点の切り離し工作

この裁判官たちの思考の特徴は、問題点を相互に関連づけることをしないで、徹底的に切り離して考えるというものです。

本人確認情報の検索や閲覧が可能な状態になるのは、市町村長が住民票に住民票コードを記載したことによって「直接生じるものではない」というのです。

これは、皮肉屋の屁理屈です。住民票コードを住民票に記載しても、これを都道府県に送信しないでいい、それを行政事務に使わないことを原則とする、というのなら、分断して考えるのもいいでしょう。しかし、住基ネットの仕組みはそうではないのです。全くその逆なのです。住民票に住民票コードを記載したら、その結果を都道府県に送信することになっていて、法律か条例によりさえすれば、どのような行政事務にも使えるのです。そういう制度であるということを裁判官たちもよ〜くわかっているはずなのに、「直接生じるものではない」というのです。

### 弁論の全趣旨というごまかし

驚いたことに、西東京市がちっとも立証できなかった、行政事務の効率化と住民負担の軽減について、「弁論の全趣旨により認められる。」と言い切っています。おいおい、裁判には証拠はいらんのかい？

これからの日本の自治体のことを真剣に考えているのは、住民でしょうか裁判官でしょうか。だれにもわかる簡単なクイズでした。（文：清水勉）

## 国賠訴訟第11回口頭弁論 ウィニー、市の反論は的はずれ

住基ネット国賠訴訟の第11回口頭弁論は7月30日、東京地裁で開かれ、原告側が準備書面(11)を、被告側が同(8)をそれぞれ提出しました。

原告側は、住基ネットが地方自治体が独自の判断と責任で遂行すべき自治事務であることを改めて確認し、西東京市の対応が地方自治の本旨を侵すものであることを論証。さらに今回の事例が、国家賠

償法1条1項の「違法」要件を満たさないという被告主張を全面的に反駁しています。

一方、被告はウィニーでの流出事故をとりあげて、「本市では万全な対応で予防している」などとしています。住基ネットに参加した以上、市だけが万全でも無意味」ということをいまだに理解していない滑稽な反論と言わざるをえません。(H)

### よてい表

国賠訴訟 第12回口頭弁論

2006年10月2日(月) 10時~

### 活動日誌

8/19 発送作業日